

年金だより

第12号

平成24年12月
発行



もくじ

P2-4 ◆ 「公的年金等の源泉徴収票」と
確定申告

P5-7 ◆ こんなときには届出を

P8-9 ◆ 被用者年金制度の一元化について

P10-11 ◆ 年金相談窓口一覧

P12 ◆ ねんきんカレンダー

全国市町村職員共済組合連合会

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告



「平成24年分 公的年金等の源泉徴収票」を平成25年1月下旬にお送りします

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収票をお送りしません。

本年分の確定申告は、平成25年2月18日(月)から同年3月15日(金)までの間に行うこととされています(所得税の還付についてはそれ以前から申告が可能です。くわしくは、お近くの税務署にお問い合わせください。)

●所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

平成24年中に所得税を納めすぎとなっている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

(以下はその代表的な例です)

- ◆ 国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料などの社会保険料の支払いを行った方
- ◆ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの支払いがある方
- ◆ 災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財などに損害を受けた方
- ◆ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- ◆ 一定額以上の医療費の支払いがある方
- ◆ その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- ◆ 扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- ◆ 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

所得税の確定申告を行うには、「平成24年分 公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。

●所得税の確定申告を省略できる方

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を省略することができます。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。

所得税および所得税の確定申告に関して、くわしくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

なお、公的年金等以外の所得金額のある方が、所得税の確定申告を省略すると、住民税の申告をお住まいの市区町村に行うことが必要となる場合があります。

住民税に関して、くわしくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

■所得税の確定申告とは？

退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は受給のたびに源泉徴収されます。給与所得と違い、雑所得については年末調整が行われませんので、源泉徴収された所得税額を精算する場合は、所得税の確定申告を行うこととなります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きのことです。

🌸平成25年からの源泉徴収が変わります🌸

●「復興特別所得税」が所得税と併せて源泉徴収されます。

平成25年以降に支払われる年金について、東日本大震災からの復興のための財源確保として、所得税額の2.1%相当額が、復興特別所得税として併せて源泉徴収されることとなりました。

なお、この措置は平成25年1月1日から平成49年12月31日まで行われることとなっています。

(例) 平成24年12月	年金 ¥100,000	所得税 ¥1,000	⇨ 差引 ¥99,000
平成25年 2月	年金 ¥100,000	所得税 ¥1,021	⇨ 差引 ¥98,979
(復興特別所得税を含む)			

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収されません。

源泉徴収票Q & A



Q1 源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか？

A1 次の理由が考えられます。

- 受給されている年金の種類が障害または遺族の年金ではありませんか？
障害、遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は送付されません。
なお、障害または遺族の年金から社会保険料が控除されている方で、社会保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険・国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療））担当課へお問い合わせください。
- 退職を支給事由とする年金を受給されている方は、1月下旬に発送いたしますので、1月末までお待ちください。
なお、2月に入っても届かないときは、共済組合へご連絡ください。

Q2 社会保険料の金額とは何ですか？

A2 各支給期に年金から控除された介護保険料、国民健康保険料（税）および長寿医療保険料（後期高齢者医療保険料）の合計額です。
なお、見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

Q3 特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

A3 この源泉徴収票には表示されていないので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q4 源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付はできますか？

A4 共済組合にご連絡いただければ再交付いたしますが、大切な書類ですので、紛失されないよう保管には十分ご注意ください。

平成24年分 公的年金等の源泉徴収票<見本>



源泉徴収票の見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

支払者		住所又は所居	102-0084 東京都 ○○○区 ××× ×××
フリガナ	ネキソ	タロウ	年金証書記号番号 86XX0000000001
氏名			生年月日 明大昭和年月日 * 15 6 28
区分	支払金額	源泉徴収税額	税額
法第203条の3第1号適用分	2,471,600		20,406
法第203条の3第2号適用分			
法第203条の3第3号適用分			
本人	控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数
扶養親族の数	特定 老人	その他 (うち高齢者)	その他
	*	人 人 人	人
(摘要)			社会保険料の金額 53,400
支払者	所在地	東京都 千代田区 二番町 2番地	
	名称	全国市町村職員共済組合連合会	

こんなときには届出を

各種用紙の請求や届出先等は、各都道府県の市町村・都市職員共済組合(P10-11参照)となります。

1 就職したとき・失業給付を受けようとするとき

■公務員として再就職したとき

共済年金の年金受給権者(*1)が公務員として再就職し、再び組合員となったときは、翌月分から年金の一部または全部が支給停止になります。

- 提出の必要な書類…年金受給権者再就職届書(組合員用)
- 上記の書類に添付する書類…年金証書

なお、市町村・都市職員共済組合以外の組合員となったときは、再就職先の属する共済組合へご連絡ください。

■民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき

共済年金の年金受給権者(*1)が民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の方を含みます。)や私立学校教職員共済制度の加入者(昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の特定教職員を含みます。)となったとき、あるいは議会議員に就任したときは、年金の額と給料(議員報酬)および過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に加入した日(議員に就任した日)の翌月分から、年金の一部が支給停止になることがあります。

- 提出の必要な書類…年金受給権者再就職届書(他制度加入用)

(※1) 退職共済年金、障害共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金の年金受給権者が対象となります。



◆議会議員の方で、議員報酬月額の変動や期末手当の支給があった場合は、変動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要がありますので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いします。

■雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に関しては、その給付額と年金受給額を比較して慎重に検討することが必要です。

- 提出の必要な書類…雇用保険法による給付との調整事由該当届書・非該当届書
- 上記の書類に添付する書類…雇用保険受給資格者証の写し

2 加給年金額対象者に異動があったとき

○加給年金額対象者である配偶者が、次の年金を受給することとなったとき

- ・退職共済年金、老齢厚生年金で、加入期間が20年以上ある年金
または法令により20年以上とみなされる年金
- ・障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金等)

○加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき

○加給年金額対象者である子が婚姻または、養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したとき など



●提出の必要な書類…加給年金額対象者異動届書

(異動事由に応じて添付書類をご提出いただきます。)



◆加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始したとき、または65歳前に繰上げて老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は、必要ありません。

◆加給年金額対象者がお亡くなりになったときは、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる場合、届書の提出が省略できます。**ただし、年金の過払いが発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。**

◆**老齢厚生年金にも加給年金額が加算されるときは、退職共済年金に加算された加給年金額は、その支給が停止となりますので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。**



◆**1**と**2**の場合は、届出が遅れますと年金が過払いとなることがあり、後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

3 障害等級1級または2級の障害共済年金受給権者が婚姻等したとき (平成23年4月制度施行)

障害等級1級または2級の障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、加給年金額が加算されます(*2)ので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

(※2)加給年金額対象者となる配偶者が、次の年金を受給しているときは、加給年金額の支給が停止となります。

- ・退職共済年金、老齢厚生年金で、加入期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
- ・障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金等)

4 氏名・年金の受取金融機関を変更するとき

- 提出の必要な書類：年金受給権者異動報告書
- 上記の書類に添付する書類
 - …氏名変更の場合：年金証書(住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できない場合※3)は、戸籍抄本の提出も必要となります。)
 - …受取金融機関変更の場合：口座名義および口座番号の確認できる預金通帳の写し(報告書に受取金融機関の確認印が押印されている場合は、不要です。)

5 住所を変更するとき (住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できない場合※3)

- 提出の必要な書類…年金受給権者異動報告書
- 上記の書類に添付する書類…住民票



- ◆住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できる場合、届出は不要です。
- ◆共済組合において住民基本台帳ネットワークシステムで住所変更の確認が取れるまでの間、旧住所あてに郵便物を送付することとなりますので、郵便局に転居届をご提出ください(届出から1年間、旧住所あての郵便物が新住所に転送されます。)
- ◆電話番号を変更された場合、共済組合からのお電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更された旨を各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

(※3) 住民基本台帳ネットワークシステムへ不参加の市町村にお住まいの方、海外にお住まいの方および外国籍の方などは、住民基本台帳ネットワークシステムで変更内容の確認ができません。

もしご本人が亡くなられたとき

▶遺族共済年金の受給権が発生する場合

退職または障害(障害等級3級の場合を除く。)(※4)の共済年金受給権者が亡くなられた当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円未満である方(配偶者、子、父母、孫、祖父母)(※5)がいる場合は、遺族共済年金の受給権が発生すると考えられますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

注) 遺族共済年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止となることがあります。

(※4) 障害等級3級の場合であっても、65歳未満の方は、亡くなられた原因により該当することがあります。

(※5) 子や孫は、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの間にあって未婚の方、または障害等級1、2級の方に限ります。

▶年金受給権が消滅する場合

上記の要件を満たしている方がいない場合または遺族の共済年金受給権者が亡くなられた場合は、年金の受給権が消滅します。年金の過払い金や未払い分の給付が発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

*遺族の共済年金受給権者が婚姻した場合についても、年金受給権が消滅します。

被用者年金制度の一元化について

本年4月13日に国会へ提出された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(通称「被用者年金一元化法」)が、8月10日に可決・成立し、8月22日に公布されました。

被用者年金一元化法とは

現在、日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満の国民を対象とした国民年金(基礎年金)と、その上乗せとして厚生年金保険や各共済組合が支給する厚生年金や共済年金(被用者年金)から構成されています。

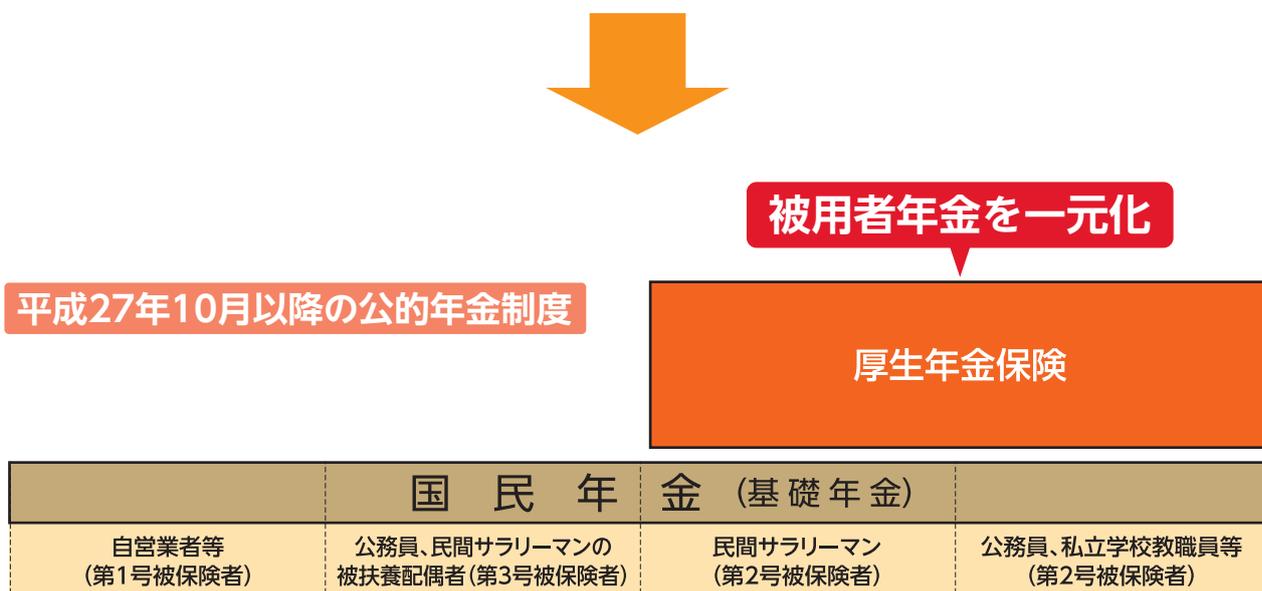
被用者年金一元化法は、被用者年金制度全体の公平性を確保し安定性を高めるという観点から、公務員等の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化し、被用者年金各制度を厚生年金制度へ統一することを目的に、一部を除いて、平成27年10月から実施されることとなります。

現在の公的年金制度



被用者年金を一元化

平成27年10月以降の公的年金制度



被用者年金一元化法は、平成27年10月の施行以降に年金の受給権が発生する方を主な対象とした内容となっています。ただし、一部、現在の年金受給権者の方に関係する事項も含まれています。

今回はその代表的な例である追加費用の削減の概要についてご説明します。

- **追加費用^(※)削減のため、追加費用対象期間（昭和37年11月30日以前の恩給制度等の加入期間）に係る年金給付が、本人負担の差に着目して27%引き下げられます。**

【平成24年8月22日から1年を超えない範囲で、政令の定める日から実施】

※「追加費用」とは

現在の地方公務員等共済組合制度は、昭和37年12月に施行され、地方公務員等が加入することとなりましたが、その前に恩給制度等に加入していた期間がある場合は、一定の条件のもとに共済組合へ引き継がれ、共済組合の組合員期間と合わせて年金が支給されています。

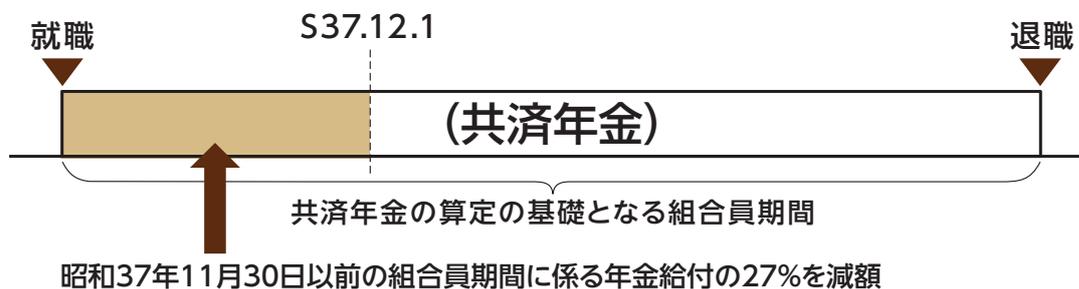
恩給等の期間は共済組合期間と比べ、本人の掛金負担分が少なかったことなどから、不足する恩給期間に係る共済年金の財源を、国または地方公共団体が負担しており、これを「追加費用」といいます。

* 追加費用対象期間に係る年金給付の減額対象となる方

次の①及び②の両方に該当する方は、追加費用対象期間に係る年金給付の減額対象となります。ただし、一定の配慮措置が設けられています。

- ① **追加費用対象期間(昭和37年11月30日以前の恩給制度等の加入期間)がある方**
遺族の年金受給権者の方については、元組合員が昭和37年11月30日以前に恩給制度等に加入していた場合に対象となります。
- ② **共済年金と基礎年金(国民年金)の合計額が年額230万円超の方**

【追加費用対象期間に係る年金給付の減額イメージ】



配慮措置について…減額率の上限は、追加費用対象期間も含めた共済年金(注1)の10%となります。

また、給付額(注2)が年額230万円を下回らないように設定されています。

(注1) 退職共済年金の受給権者の方が基礎年金を受給している場合は、その額を含みます。

(注2) 追加費用対象期間も含めた共済年金の額(基礎年金がある場合は、その額を含む)

被用者年金一元化法の詳細については、現段階ではまだ未定であるため、今後、政省令の公布等により確定次第、改めてお知らせします。

年金相談窓口一覧

(平成24年12月現在)

共済組合名	所在地	TEL
北海道市町村職員共済組合	〒060-8578 札幌市中央区北4条西6-2 北海道自治会館	011-232-5311
北海道都市職員共済組合 ※1	〒064-8645 札幌市中央区南9条西1丁目1番20号	011-512-1770
青森県市町村職員共済組合	〒030-8567 青森市本町5-1-5 アップルパレス青森3F	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	〒020-0021 盛岡市中央通2-8-21 (Mホール内)	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	〒980-8422 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館7F	022-263-6412
仙台市職員共済組合	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-1227
秋田県市町村職員共済組合	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館3階	018-862-5262
山形県市町村職員共済組合	〒990-0023 山形市松波4-1-15 山形県自治会館	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	〒960-8515 福島市太田町13-53 福島グリーンパレス4階	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	〒310-0852 水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館5階	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	〒320-0033 宇都宮市本町12-11 栃木会館5F	028-622-0573
群馬県市町村職員共済組合	〒371-8505 前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館5階	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-5-14 さいたま共済会館	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	〒260-8502 千葉市中央区中央港1丁目13番3号	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	〒190-8573 立川市錦町1-12-1 ザ・グレストホテル立川5F	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	〒231-0023 横浜市中区山下町75 神奈川県自治会館5階	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	〒400-8587 甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	〒950-8551 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館4階	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	〒930-0871 富山市下野995-3 富山県市町村会館	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	〒920-8555 金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	〒910-8554 福井市西開発4-202-1 福井県自治会館内	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	〒380-8586 長野市大字中御所字岡田30番地20 サンパルテ山王	026-228-5620
岐阜県市町村職員共済組合	〒500-8508 岐阜市数田南5-14-53 ふれあい福寿会館(岐阜県県民ふれあい会館)13階	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5階 静岡県市町村センター内	054-202-4848
愛知県市町村職員共済組合	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター5階	052-951-4596
愛知県都市職員共済組合 ※2	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター5階	052-228-0493

三重県市町村職員共済組合	〒 514-8587 津市万町津 173 三重市町村会館	059-228-6193
滋賀県市町村職員共済組合	〒 520-8550 大津市京町 4-3-38 滋賀合同ビル	077-525-5784
京都府市町村職員共済組合	〒 602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町 149-1 京都府自治会館 2 階	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	〒 540-8570 大阪市中央区大手前 3-2-12 大阪府庁別館	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	〒 650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 5 階	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	〒 634-8561 橿原市大久保町 302-1 奈良県市町村会館 4F	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	〒 640-8263 和歌山市茶屋ノ丁 2 番 1 和歌山県自治会館 4F	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	〒 680-0834 鳥取市永楽温泉町 556 ホープスターとっとり	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	〒 690-0852 松江市千鳥町 20 ホテル白鳥 2 階	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	〒 700-0023 岡山市北区駅前町 2-3-31 サン・ピーチOKAYAMA 4F	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	〒 730-0036 広島市中区袋町 3 番 17 号 シンヨービル 7 階	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	〒 753-8529 山口市大手町 9-11 山口県自治会館 3 階	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	〒 770-8551 徳島市幸町 3-55 徳島県自治会館 5F	088-621-3522
香川県市町村職員共済組合	〒 760-0066 高松市福岡町 2-3-4 ホテルマリソパレスさぬき 3 F	087-851-6681
愛媛県市町村職員共済組合	〒 790-8678 松山市三番町 5-13-1 えひめ共済会館	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	〒 780-0870 高知市本町 5-3-20 高知共済会館	088-823-3213
福岡県市町村職員共済組合	〒 812-0044 福岡市博多区千代 4-1-27 福岡県自治会館	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	〒 840-0041 佐賀市城内 1-5-14 佐賀県自治会館 3 階	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	〒 850-0032 長崎市興善町 6-7 長崎西彼農協興善町ビル 4 階	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	〒 862-0911 熊本市東区健軍 2-4-10 熊本県自治会館	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	〒 870-0022 大分市大手町 2-3-12 大分県市町村会館 3 階	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	〒 880-8525 宮崎市瀬頭 2-4-15	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	〒 890-8527 鹿児島市与次郎 2-8-8 マリンパレスかごしま 1 階	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	〒 900-8566 那覇市旭町 116 番地 37 自治会館 3 階	098-867-0785
連合会	所在地	TEL
全国市町村職員共済組合連合会	〒 102-0084 千代田区二番町 2 番地	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方

ねんきんカレンダー

平成24年
12月

平成25年
12月

までの予定です

時期	定期支給関係	その他
平成24年	12月中旬 『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月14日(金) 年金支給日(10月・11月分)※2	
平成25年	1月下旬	平成24年分「源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。
	2月15日(金) 年金支給日(12月・1月分)※2	平成24年分確定申告開始 (2月18日～3月15日)
	4月15日(月) 年金支給日(2月・3月分)※2	
	6月中旬 『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月14日(金) 年金支給日(4月・5月分)※2	
	8月15日(木) 年金支給日(6月・7月分)※2	
	10月15日(火) 年金支給日(8月・9月分)※2	平成26年分「扶養親族等申告書」 をお送りします(10月～11月頃)。
	12月中旬 『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
12月13日(金) 年金支給日(10月・11月分)※2		

- ※1 **【年金支払通知書】**は支払いがある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払額に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**を送付します。
- ※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

❗ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、**【年金支払通知書】**が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

メールアドレス：nenkinkikaku@shichousonren.or.jp



年金だより

第12号 平成24年12月

■発行：全国市町村職員共済組合連合会
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地
☎03-5210-4611

ホームページアドレス <http://www.shichousonren.or.jp/>